



【傍聴される皆様へ】

- 1 次に該当する方は、傍聴席（議場内）と傍聴用の部屋に入ることができません。
 - (1) 銃器その他危険なものを持っている方。
 - (2) 酒気を帯びていると認められる方。
 - (3) はち巻き、腕章などを着用し、示威的行為をするおそれがあると認められる方。
 - (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりなどを持っている方。
 - (5) 録音機、カメラ、ビデオカメラなどを持っている方。（ただし、議長の許可を得た方を除きます。）
 - (6) 会議を妨害したり、他の傍聴人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる方。
- 2 傍聴中は、次の点にご注意ください。
 - (1) 議場における言論に対し、傍聴席（議場内）と傍聴用の部屋において、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでください。
 - (2) みだりに席を離れたり、騒ぎ立てたりしないでください。
 - (3) はち巻き、腕章などを着用し、示威的行為をしないでください。
 - (4) 携帯電話の電源は切ってください。
 - (5) 飲食や喫煙はしないでください。
 - (6) そのほか、議場の秩序を乱したり、会議や他の傍聴人の妨害となるような行為はしないでください。
- 3 傍聴される方は、議長・係員の指示に従ってください。
- 4 会議終了後は、直ちに退場してください。
- 5 写真、ビデオ等の撮影や録音を希望する方は、議会局にお申し込みください。